

ピオラ川崎施設利用料金

令和1年10月

ユニット型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		638 単位	705 単位	778 単位	846 単位	913 単位
看護体制強化加算(Ⅰ)口		4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日	4 単位/1日
栄養マネージメント加算		14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日	14 単位/1日
精神科医療養指導加算		5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日	5 単位/1日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46 単位/1日	46 単位/1日	46 単位/1日	46 単位/1日	46 単位/1日
単位数小計		707 単位	774 単位	847 単位	915 単位	982 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		59 単位/1日	64 単位/1日	70 単位/1日	76 単位/1日	82 単位/1日
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		19 単位/1日	21 単位/1日	23 単位/1日	25 単位/1日	27 単位/1日
単位数総合計		785 単位/1日	859 単位/1日	940 単位/1日	1016 単位/1日	1090 単位/1日
サービス利用にかかる自己負担額①	1割負担	842 円	921 円	1,008 円	1,090 円	1,169 円
	2割負担	1,684 円	1,842 円	2,016 円	2,180 円	2,338 円
	3割負担	2,526 円	2,763 円	3,024 円	3,270 円	3,507 円
口腔衛生管理体制加算		30単位 /1ヶ月	30単位 /1ヶ月	30単位 /1ヶ月	30単位 /1ヶ月	30単位 /1ヶ月
サービス利用にかかる自己負担額②	1割負担	32 円	32 円	32 円	32 円	32 円
	2割負担	64 円	64 円	64 円	64 円	64 円
	3割負担	96 円	96 円	96 円	96 円	96 円

※地域加算(×10、72)が含まれます。※加算項目の増減により、料金は変わります。

	対象者	食費③	居住費④
第一段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 ・預貯金が一定額以下の方	300 円	820 円
第二段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万以下の方 ・預貯金が一定額以下の方	390 円	820 円
第三段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 ・預貯金が一定額以下の方	650 円	1,310 円
第四段階	上記以外の方	1,870 円	2,600 円

※居住費は入院中もいただきます。その場合は、入院後6日間(当該入院が月をまたがる場合は最大12日間)

上記の区分に従い通常の負担限度額をいただきます。7日目以降は、負担限度額がある方は、

1日2,006円、負担限度額がない方は、1日2,600円の居住費をご負担いただきます。

1日に掛かる自己負担額合計(①+③+④) (※食費内訳:朝食350円 昼食870円 夕食650円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,962 円	2,041 円	2,128 円	2,210 円	2,289 円
第2段階	2,052 円	2,131 円	2,218 円	2,300 円	2,379 円
第3段階	2,802 円	2,881 円	2,968 円	3,050 円	3,129 円
第4段階: 1割負担	5,312 円	5,391 円	5,478 円	5,560 円	5,639 円
第4段階: 2割負担	6,154 円	6,312 円	6,486 円	6,650 円	6,808 円
第4段階: 3割負担	6,996 円	7,233 円	7,494 円	7,740 円	7,977 円

1ヶ月にかかる費用(①+③+④)×30日+② ※②の口腔衛生管理体制加算は負担割合に応じた自己負担が毎月掛ります。

30日	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	58,892 円	61,262 円	63,872 円	66,332 円	68,702 円
第2段階	61,592 円	63,962 円	66,572 円	69,032 円	71,402 円
第3段階	84,092 円	86,462 円	89,072 円	91,532 円	93,902 円
第4段階: 1割負担	159,392 円	161,762 円	164,372 円	166,832 円	169,202 円
第4段階: 2割負担	184,684 円	189,424 円	194,644 円	199,564 円	204,304 円
第4段階: 3割負担	209,976 円	217,086 円	224,916 円	232,296 円	239,406 円

【 加算に関して 】

※入院又は外泊時の費用について(該当者のみ)

要介護状態区分に関わらず、入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度として1日につき246単位掛ります。また、月をまたがる場合は最大で連続12日間を上限とします。

※初期加算費用について

施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限り、1日につき30単位掛ります。また、30日を越える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。

※療養食加算について(該当者のみ)

医師の発行する食事箋に基づく糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な検査食により食事の提供が管理栄養士によって管理されている場合は、1日に3食を限度として、1食を1回として1回6単位掛ります。

※日常生活継続支援加算(Ⅱ)

介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上の配置、要介護4、5の認定者の新規入所が70%以上で認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上により、1日につき46単位掛ります。

※看護体制加算

常勤看護師が1名以上配置により、1日4単位掛ります。

※精神科医療養加算について

精神科医師による月2回以上の療養指導が行われています。1日5単位掛ります。

※栄養マネジメント加算費用について

常勤の管理栄養士を中心に関連職種が共同して、入居者ごとに栄養状態を踏まえた栄養ケア計画を作成し、栄養ケアを実施します。1日につき14単位掛ります。

※夜勤職員配置加算

介護が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員の配置をした場合は1日につき18単位掛ります。

※口腔衛生管理体制加算

介護職員が入居者に対して計画的な口腔ケアを行う事ができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対して、入居者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等をおこなっている場合は1月に30単位掛ります。

※食費について

第4段階に該当する入居者の食事についての内訳は、朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

※経口維持加算(Ⅰ)(該当者のみ)

経口摂取する方で誤嚥の危険性が認められる入所者に対して、経口維持計画書を作成し、各専門職が共同して、栄養管理を行った場合に、1ヶ月につき400単位掛ります。

※経口維持加算(Ⅱ)(該当者のみ)

経口維持加算(Ⅰ)に、歯科医師又は歯科衛生士が計画に参加し、共同して栄養管理を行った場合に、1ヶ月につき100単位掛ります。(Ⅱ)の該当者は(Ⅰ)の算定が前提となります。

※看取り介護加算(Ⅰ)

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、家族が説明を受けた上で同意し、施設内で看取った場合には、死亡日30日前～4日前に1日144単位、死亡日前々日、前日に1日680単位、死亡日に1日1280単位掛ります。

※生活機能向上連携加算

外部のリハビリテーション専門職が介護老人福祉施設を訪問し、施設職員と共同で、アセスメントを行い個別機能訓練計画書を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合に、1ヵ月200単位掛ります。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員の賃金の改善のためのお金を支給することを目的に、平成23年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止して、「処遇改善加算の改定をした加算です。所定単位数×8.3%の単位数が掛かります。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員等の更なる処遇改善を進めることを目的に、介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。所定単位数×2.7%の単位数が掛かります。